

亀山市立認定こども園利用者負担額等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第10号

亀山市立認定こども園利用者負担額等に関する規則の一部を改正する規則

亀山市立認定こども園利用者負担額等に関する規則（平成28年亀山市規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1の備考の3中「とする。以下」の次に「この備考において」を、「半額」の次に「（第2階層と認定された世帯については、無料）」を加え、同表の備考の3（5）中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

別表第2第2階層の項中「母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者」を「ひとり親世帯等」に改め、同表の備考の3中「第3階層から第8階層まで」を「第4階層と認定された世帯については無料と、第5階層及び第6階層」に、「から1,000円」を「から月額1,000円」に、「第9階層」を「第7階層」に、「当該階層の利用者負担額の2分の1の額」を「月額6,000円」に改め、同表の備考の4中「以下」の次に「この備考において」を、「半額」の次に「（第3階層と認定された世帯については、無料）」を加え、同表の備考の4（5）中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、同表の備考の5中「除く」を「除き、ひとり親世帯等にあつては77,101円未満の世帯とする」に改める。

別表第3第2階層の項中「母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない者」を「ひとり親世帯等」に改め、同表の備考の3中「第3階層」を「第4階層と認定された世帯につ

いては無料と、第5階層」に、「から1,000円」を「から月額1,000円」に、「当該階層の利用者負担額の2分の1の額」を「月額9,000円」に改め、同表の備考の4中「以下」の次に「この備考において」を、「半額」の次に「(第3階層と認定された世帯については、無料)」を加え、同表の備考4(5)中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、同表の備考の5中「除く」を「除き、ひとり親世帯等にあつては77,101円未満の世帯とする」に改める。

別表第4の備考の1(5)中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、同表の備考の2中「第1階層及び第2階層を除く」を「別表第2又は別表第3の階層区分が第1階層から第4階層までを除き、ひとり親世帯等にあつては77,101円未満の世帯とする」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。